

事業者の皆さんへ
 新型コロナウイルス感染症に関する
 事業者向け給付金のお知らせ

①「高知県営業時間短縮要請協力金
 (第2期 まん延防止分) 2月12
 日(3月6日)」

新型コロナウイルスの急激な感
 染拡大により、高知県は2月10日
 付けで、県内全域の飲食店などに
 対して、2月12日から3月6日ま
 での期間、まん延防止等重点措置
 に基づく営業時間の短縮要請への
 ご協力をお願いしたところです。

県では、この要請に応じて、営
 業時間の短縮などに協力いただいた
 事業者に対し、「高知県営業時
 間短縮要請協力金」を支給します。

◆申請書類の受付期限

5月2日(月)

◆お問い合わせ

高知県営業時間短縮要請協力金
 申請手続相談窓口(コールセンター)

☎088-821-6670

受付時間 午前9時～午後5時
 ※土日、祝日も開設しています。

②「高知県新型コロナウイルス感
 染症対策臨時給付金」

全国的なまん延防止等重点措置

の適用および県内の感染急拡大に
 伴い、人流や県外との取引が大幅
 に減少したことにより、経済的影
 響を受けた事業者に対して、令和
 4年1月～3月を対象期間として、
 そのうち最も影響を受けた1カ月
 分の売上減少額を対象に「高知県
 新型コロナウイルス感染症対策臨
 時給付金」を給付します。

◆申請書類の受付期限

5月31日(火)

◆お問い合わせ

高知県新型コロナウイルス感染症対
 策臨時給付金申請手続相談窓口

☎088-803-6620

受付時間 午前9時～午後5時
 ※土日、祝日も開設しています。

③「高知県新型コロナウイルス感
 染症対策雇用維持臨時支援給
 付金」

新型コロナウイルス感染症によ
 り影響を受けた事業者に対し、令
 和4年1月～3月を対象期間とし
 て、そのうち最も影響を受けた1
 カ月分の社会保険料事業主負担分
 を対象に「高知県新型コロナウイルス
 感染症対策雇用維持臨時支援
 給付金」を給付します。

◆申請書類の受付期限

5月31日(火)

◆お問い合わせ

高知県雇用維持臨時支援給付金
 申請受付センター

☎088-821-7566

受付時間 午前9時～午後5時
 ※平日のみ開設しています。

①～③の給付金申請書類の入手方
 法または場所

次の高知県商工労働部経営支援
 課のホームページから印刷または
 ダウンロード
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>

- ・高知県庁本庁舎1階ロビー内
- ・県の合同庁舎および県税事務所
- ・県内の市町村役場の所定窓口

①～③の給付金申請受付方法

次の方法で、申請を受け付けま
 す。

(1) 郵送による受付

申請書類を次の宛先へ郵送して
 ください。なお、簡易書留など郵
 便物の追跡ができる方法で郵送し
 てください。

〈宛先〉

①〒780-8570

高知県庁「高知県営業時間短縮
 要請協力金申請受付係」

②〒780-8570

高知県庁「高知県新型コロナウイルス
 感染症対策臨時給付金
 申請受付係」

③〒780-8570

高知県庁「高知県雇用維持臨時
 支援給付金申請受付センター」
 ※切手を貼付のうえ、申請者の住
 所および氏名を必ずご記入くだ
 さい。

※送料は申請者側でご負担をお願
 いします。

(2) オンラインによる受付

高知県商工労働部経営支援課の
 ホームページのオンライン申請ペ
 ージから手続きをお願いします。

○お問い合わせ

佐賀支所 海洋森林課 商工係

☎55-3115

